

赤ちゃんが生まれたら



出生届

○ 市民課 ☎079-672-6120

赤ちゃんが生まれたら、出生した日から14日以内に出生届を提出してください。

届出先

出生地、父母の本籍、届出人の所在地のうち、いずれかの市町村の窓口

必要書類

母子健康手帳

低出生体重児の届出及び訪問

○ 健幸づくり推進課 ☎079-672-5269

出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんが生まれた場合、市町村に届け出るよう定められています。

母子健康手帳に添付してある「出生連絡票兼低体重児出生届」を提出してください。

保健師等がご自宅に伺い、赤ちゃんの体重測定や健康状態の確認、育児相談等を行います。

兵庫県では、小さく生まれた赤ちゃんの子育てについて、お母さんやお父さんなどご家族の不安や心配を少しでも軽減するために「ひょうごリトルベビーハンドブック」を配付しています。詳しくは兵庫県ホームページをご覧ください。



出産育児一時金

○ 市民課 ☎079-672-6120

国民健康保険の加入者が出産した場合に支給されます。

なお、出産費用を軽減するために、分娩する病院への分娩費の支払いに直接充てる「直接支払制度」もあります。手続きについては、分娩する医療機関で行ってください。

支給額

48万8千円または50万円
(出産する病院などが「産科医療補償制度」に加入している場合)

※出産費用が下回った場合は、差額の支給申請をしてください。

※社会保険の被保険者・被扶養者の場合は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

国民健康保険

○ 市民課 ☎079-672-6120

国民健康保険に加入されている世帯でお子さんが生まれた場合は、国民健康保険の加入の届け出が必要です。

※社会保険や共済保険などの公的医療保険に加入されている場合は、ご加入の保険者にお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら

広告



お宮参りのお食事やお食い初め、節句のお祝いなど

料理旅館
有斐軒
ゆうひけん
〒669-5201
兵庫県朝来市和田山町和田山31
TEL 079-672-2059
FAX 079-672-1196
info@yuuhiken.com

国民年金

☎ 市民課 ☎079-672-6120

申請・届出により、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。

対象者

国民年金第1号被保険者

対象期間

出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間

※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日の属する月の3か月前から6か月間

乳幼児等・こども医療費助成

☎ 市民課 ☎079-672-6120

お子さんが病気やけがなどにより健康保険を使って医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担分を助成します。

対象者

0歳～高校生世代

※1歳以上は所得制限あり

※高校生世代の外来については、令和5年7月1日から

助成内容

入院・外来とも自己負担なし

※診断書料、薬のビン代等の保険外診療分は自己負担あり

助成方法

◆ 県内の医療機関で受診の場合
医療機関に保険証・受給者証を提示してください。

◆ 県外の医療機関で受診の場合
保険診療の一部負担金を一旦お支払いいただき、後日、返金の手続きを行ってください。

未熟児養育医療

☎ 市民課 ☎079-672-6120

医師が入院加療を必要とすると認めた1歳未満の未熟児に対して、医療費の自己負担分について助成します。

対象者

- ・出生体重が2,000g以下の者
- ・生活力が特に薄弱で、医師が入院を必要と認めた者

助成内容

入院分の自己負担なし

出生祝事業

☎ 市民課 ☎079-672-6120

令和5年4月1日以降に出生したお子さん1人につき、3万円と出生祝い品を支給します。

支給要件

- ・出生時において、保護者及びお子さんが朝来市に住所を有し、かつ同一世帯であること



児童手当

市民課 ☎079-672-6120

子育ての経済的負担を軽減するため、中学校修了までのお子さんをお育てしている人に対し、手当が支給されます。

支給額

- ・3歳未満：月額1万5,000円
- ・3歳から小学生まで：
第1子・第2子…月額1万円
第3子以降…月額1万5,000円
- ・中学生：月額1万円

※所得制限があるため、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円、特例給付者のうち、さらに所得制限限度額以上の方は、支給なし
※公務員の方は所属先での申請が必要です。

支給時期

6月、10月、2月にそれぞれ前4か月分を支給

新生児聴覚検査費助成

健康づくり推進課 ☎079-672-5269

新生児聴覚検査にかかる費用について助成します。聴覚検査は出生後に病院で実施されます。

対象者

新生児聴覚検査を受けた児の保護者（検査日に朝来市に住所がある者）

助成内容

新生児聴覚検査（初回検査）にかかる費用について上限5,000円（保険診療適用分は除く）

助成方法

申請により新生児聴覚検査費助成券を発行します。

- ・契約医療機関での検査は助成券を使用し受診してください。
- ・契約医療機関以外での検査は償還払い（払い戻し）による助成となります。必要書類を添えて手続きしてください。

償還払いの手続きに必要な書類

- 領収書原本及び診療明細書
- 印鑑
- 振込先口座の分かるもの
- 母子健康手帳（聴覚検査の結果が記載されているもの）
- 未使用の助成券

新生児の聴覚検査について

生まれつき聞こえ（聴覚）に問題がある赤ちゃんは、1,000人に1～2人とされています。その障害を早く発見して、適切な支援をしてあげることが赤ちゃんの心と言葉の成長のためにも大切です。聞こえ（聴覚）の障害は気づかれにくいいため、早く発見するために新生児聴覚検査をうけることをお勧めします。通常は、出生後入院中に検査を行います。

赤ちゃんが生まれたら



子どもと遊ぼう

床に仰向けに寝かせ、両足を持って、前後に行ったり来たり。最初のうちは、子どもの膝を曲げて押しますが、しだいに自分でつばろうとします。慣れたら左右にゆさぶりながら遊びます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

産後ケア事業

健康づくり推進課 ☎079-672-5269

出産後に家族などから十分な家事や育児の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある人が医療機関や市内施設または自宅で、心身のケアや育児サポートが受けられる事業です。

ケアは宿泊・通所(日帰り)・訪問で受けることができます。

対象者

朝来市に住所があるお母さんとお子さんで、下記の項目に該当する人

- ①産後の心身の回復に不安がある。
- ②家族からの支援が受けられない。
- ③授乳に関する悩みや乳房トラブルがある。
- ④育児不安があり、育児の相談をしたい。

※医療行為が必要な方は利用できないことがあります。

内容

- ・お母さんへのケア…産後の健康状態のチェック、生活のアドバイス、乳房ケア
- ・赤ちゃんへのケア…発育や発達のチェック
- ・育児のサポート…授乳相談、沐浴指導、育児相談 等

利用回数及び利用料・実施機関一覧

	宿泊型	病院通所型	助産所通所型 〔2時間コース〕 〔5時間コース〕	訪問型 〔短時間(約2時間)コース〕 〔長時間(約4時間)コース〕
対象者	概ね生後3~4か月までのお母さんと赤ちゃん		生後12か月までのお母さんと赤ちゃん	
実施場所	病院等に宿泊又は通所します。		市内の施設に通所します。 但し、但馬信用金庫研修棟、 ペンション石田 〔宿屋天空、キッズルームゆとり〕	助産師が対象者のご自宅を訪問します。 (訪問場所は朝来市内に限ります)
利用日数 または回数	宿泊と病院通所型と合わせて7日間以内		助産所通所型と訪問型を合わせて4日(4回)以内	
利用料金	1日4,000円 (1泊2日8,000円~)	1日1,500円	2時間コース:1日1,000円 5時間コース:1日2,000円	短時間コース:1回1,000円 (土日、祝日、年末年始は1回1,200円) 長時間コース:1回2,000円 (土日、祝日、年末年始は1回2,400円)
実施機関	豊岡病院/八鹿病院 県立丹波医療センター 姫路聖マリア病院 岡本産婦人科(福知山市)	県立丹波医療センター 姫路聖マリア病院 八鹿病院	ながい助産所	ながい助産所 在宅助産師

※生活保護世帯、非課税世帯は利用料は無料となります

新生児訪問

健康づくり推進課 ☎079-672-5269

赤ちゃんが生まれたご家庭を助産師や保健師が訪問します。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳に交付されている「出生連絡票兼低体重児出生届」を提出していただき、訪問の希望をお知らせください。

内容

- ・赤ちゃんの身体測定
- ・赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や相談
- ・授乳の仕方など育児についての相談

こんにちは赤ちゃん訪問 健幸づくり推進課 079-672-5269

生後4か月までの乳児がいるご家庭を対象に、地域の民生委員・児童委員が訪問します。訪問については、母子健康手帳交付時に実施の承諾をいただいた家庭を対象とします。育児に関する不安や悩みをお聞きしたり、子育てで支援に関する情報の提供などを行います。

内容

- ・子育てに関する情報提供や子育てパンフレットの配布
- ・赤ちゃんやお母さんの健康や子育てに関する悩み、心配事についての相談・助言等



民生委員・児童委員、主任児童委員とは？

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、常に住民の立場にたって地域の方々の相談に応じたり、情報を提供するなどの活動をしています。

また、地域の子どもたちが元気に安心して暮せるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援を行います。

ご相談の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

産婦健康診査費助成

 健幸づくり推進課  079-672-5269

産後のお母さんの健康を守り、安心して子育てしていただくために産婦健康診査にかかる費用について助成します。

対象者

産後8週までに産婦健康診査を受診した産婦(受診日に朝来市に住所がある者)

助成内容

産婦健康診査にかかる費用について上限5,000円(1回の出産につき、1回助成。保険診療適用分は除く)

助成方法

申請により産婦健康診査費助成券を発行します。

- ・契約医療機関での健診は助成券を使用し受診してください。
- ・契約医療機関以外での健診は償還払い(払い戻し)による助成となります。必要書類を添えて手続きしてください。

赤ちゃんが生まれたら

償還払いの手続きに必要な書類

- 領収書原本及び診療明細書
- 印鑑
- 振込先口座の分かるもの
- 母子健康手帳
- 未使用の助成券